

平成26年度 第3回小樽市子ども・子育て会議 会議概要

- ◆日時 平成26年9月26日(金) 18:00～20:15
- ◆場所 小樽市役所本館2階 市長応接室
- ◆欠席委員 2名(石川委員、林委員)
- ◆事務局 福祉部長、福祉部主幹(保育施設担当)、子育て支援課長、子育て支援課保育係長、子育て支援課保育係、子育て支援課子育て支援係
- ◆関係課 商業労政課長、障害福祉課長、こども発達支援センター所長、健康増進課長、学校教育課長、生涯学習課長(欠席:企画政策室主幹、男女共同参画課長)

(注)発言にかかる委員の個人名は表記しておりません。

◇事務局

定刻になりましたので、ただいまから平成26年度第3回小樽市子ども・子育て会議を開催いたします。最初に本日の出席状況を報告させていただきます。本日、所用により欠席される旨の御連絡がありましたのは、石川委員、林委員の2名であります。会議の成立は委員過半数の出席であり、成立しております。それでは、片桐会長、進行をお願いいたします。

◇会長

それでは、早速、議事の部に入ります。次第に基づき進めて参ります。最初に、議事の(1)について「市町村子ども・子育て支援事業計画」(イメージ案)の修正が示されていますので、事務局より説明願います。

◇事務局

資料1について、説明します。前回会議で骨格的なイメージ(案)をお示し、その後も計画策定の作業を進める旨、話していましたが、資料編などは、直近の24年度、25年度の数値を追記し、方針などは庁内関係課からの修正意見を踏まえ、一部修正を図っています。最初に、目次を御覧ください。目次のところで2事業を削除しています。国の基本指針が7月2日に正式に公布され、内容を改めて確認した結果、必須記載事項にはならないことが確認できましたので削除しました。

次に「第1部 計画の概要」を御覧ください。2ページですが、計画の位置づけのところで需給の字の誤りがあり、修正しました。

次に「第2部 計画の考え方」を御覧ください。3ページの下段、2 基本方針に簡潔に趣旨を記載しました。

次に「第3部 子ども・子育ての現状と今後」を御覧ください。5ページから10ページまでですが、24年度、25年度の数値を追記しています。この中で、7ページの下段ですが、次の議題の「量の見込み」にも関連する内容ですが、(2)児童数の将来の人口推計の項目です。「量の見込み」の算出については、国の作業の手引きによって、ニーズ量を算出することが基本となりますが、人口推計に当たっても「コーホート変化率法」によるという考え方が示されています。改めて将来の児童数に関して検証してみましたが、先の算出では減少率が大きい年度の数値を用いたこともあり、大きな減少幅となっていました。直近の数年間の推移で見込みますと、大幅な減少にはならないと見込まれましたので、修正しました。

次に、少し進み、20ページを御覧ください。3 地域子ども・子育て支援事業ですが、22ページにかけて、13項目の事業を載せています。さきほどの目次にもありましたが、末尾の2事業を削除しています。そのほか、保健所で実施している2事業については、まだ、見込み数値ですが、0歳児の推計人口が基になりますので、再算定を予定しており、これらも含めて、今後、庁内で具体的な検討作業を進めることとしています。少し、戻りまして、19ページを御覧ください。ここでは、教育・保育の提供、「量の見込み」に関する内容ですが、次の議題に関連しますので、詳し

くは次で説明させていただきたいと思います。

次に24ページを御覧ください。24ページから26ページにかけて、関係課にも確認いただき、現状に合わせて、一部修正しています。説明は以上です。

◇会長

それでは、(1)市町村子ども・子育て支援事業計画 イメージ(案) <修正> についての説明がありました。データの追加もあり、記載内容も一部修正がありました。特に計画のポイントとなる幼稚園、保育所の需要量や地域子育て支援事業の「量の見込み」が、まだ整理されていませんがこのあたりはどうですか。

◇事務局

今、説明しましたとおり、大きく減少が続くかといえば、現状の出生数を見れば、前年と同水準であり、一方、下げ止まったとまでも言えないわけなので、難しい推計かと思います。いずれにせよ、計画作りを進めていくことですので、見込み数字は固めていく必要があると思っています。

また、需要と供給の面があるので、供給に関しては、幼稚園や保育所の事業者の皆さんと話す必要もあるだろうと思っていますので、今後、特に新制度に移る施設の意向を聞くなどの作業も必要と考えています。

◇会長

委員の皆様、どうでしょうか。今の説明の内容について、御質問、御意見等がありますか。

◇委員

(各委員「質問、意見なし」)

◇会長

それでは、議事の(2)「量の見込み」<一部修正>について、事務局より説明願います。

◇事務局

資料2について、説明します。A3版の大きさの資料、2枚あり、左上に「前回提出版」また「一部修正版」と記載しており、「前回提出版」が7月の会議の際、御説明したものであり、「一部修正版」は今回提出したものとなります。

まず、「一部修正版」を御覧ください。上段の「1 教育・保育の表」ですが、黄色のマーカーで囲んだところになります。点線の囲みで、量の見込みを見直し、人口推計を見直しと表示しています。人口推計を見直しの欄を御覧ください。「前回提出版」の同じ位置の欄と見比べていただくと、減少が小さくなっています。さきほど、事業計画案でも説明しましたが、将来の児童数見込みを修正しました。ベースとなる「0歳～5歳 人口推計」を見直したことから、幼稚園、保育所などの需要量も変わってきていて、数値が変更となっています。

もう少し詳しく説明しますと、これまでの国の手引きによる人口算出(コーホート変化率法)では、就学前児童数の推移見込みが、平成27年度3,919人、平成31年度3,247人、17%減と算出されていたところですが、一方、本市の年間出生数は平成23年688人、平成24年657人、平成25年647人と減少幅が少なくなり、平成26年8月時点の出生数は425人であり、平成25年同時期が416人であることから、ほぼ前年同様の推移となっているところです。

また、幼稚園、保育所の入園・入所児童数は、ここ数年大きな増減がなく、大体、幼稚園1,200人、保育所1,500人の規模で推移しているところです。そのため、今後の教育・保育に係る需要の見通しに関しては、できるだけ最近の動向を踏まえることが必要と考え、平成23年度から平成25年度の3か年平均の入園・入所児童数を基本として、更に平成26年の利用動向も勘案した上で設定することとしたものです。

次に「2 地域子ども・子育て支援事業」のところを御

覧ください。「前回提出版」の同じ位置の欄と見比べていただくと、減少が鈍化していると御理解いただけると思います。理由蘭に記載のとおり、実績と人口の一定の減少を見込んで一部修正しています。幼稚園の預かり保育については、これまで市側で持っているデータはありませんでした

が、8月から幼稚園に依頼し、これまで調査を終えている内容を基に数値を記載しています。それから一番下の「放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）」は学年の進行により、入会者が徐々に減少していくことから、この減少幅の予測を基に記載しています。

また、子育て短期支援事業（ショートステイ）と病児・病後児保育事業の2つの事業は未実施事業になりますが、さらに精査が必要なことから現時点では数値記載していません。今後も検討を続けることとしています。

説明は以上です。

◇会長

それでは、説明がありましたが、何か、御質問、御意見はありますか。

◇委員

（各委員「質問、意見なし」）

◇会長

「要調整」と記載している子育て短期支援事業（ショートステイ）と病児・病後児保育事業について、実施予定はどうなっていますか。

◇事務局

事業の実施方法を含めて検討が必要な事業になります。子育て短期支援事業（ショートステイ）は、子どもを預かる施設があって可能になる事業ですが、現在、本市には直接該当する施設が無いため、近隣の施設への委託などが実施可能かどうかなどという面があります。病児・病後児保育事業も市内の事業者に照会して事業実施を決められるという内容ではないため、まだ、検討が必要となります。

◇委員

幼稚園の預かり保育は調査結果がまとまって、数値を算出されたものですか。

◇事務局

幼稚園の預かり保育については調査結果の集約をまだ終わっていないため、今後、集約した時点で数値の変更は生じてきます。

◇会長

それでは、次の（3）各種基準の制定についてのうち、「① 小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」と「② 小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」について、資料3と資料4になりますが、事務局より一括して説明願います。

◇事務局

はじめに資料3を御覧ください。「（1）小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」ですが、1ページには条例で定められている主な内容を記載しています。資料3と資料4のいずれの資料も2ページ目は条例案となっていますが、委員の皆様事前に資料を送付した日が、最終本会議が開催されていた22日であったことから、案のものを資料としたものです。その後、同日に2本の条例は議決されています。

新制度では施設型給付費または地域型保育給付費という運営費が施設に支払われることになっていますが、その前提として、市町村が施設に対する「確認」を行うことが必要なため、確認が必要な内容について条例化したものです。この条例で定められている主な内容は1ページに記載しています。2ページから3ページを御覧ください。市の条例ですが、今回の条例の立案方式がリンク方式という手法で行っているため、国の政省令をそのまま引用する形式になっています。第2条の規定のとおり、内閣府令第39号に定めるところによりますので、この資料の4ページから24ページが国の政省令ですが、こちらの内容がそのまま反映されることになっています。

また、資料4につきましても、その資料の構成は今、説明した内容と同じつくりになっています。

ここで、資料3の最初のページに戻ります。国の政省令の内容を簡潔に記載したものです。今後、

新制度に移行しますが、保育所、新制度に移る幼稚園、認定こども園などの施設や、地域型保育事業という事業に該当する事業者がいれば、「確認」という行為が必要になりますので、その基準として設ける条例になります。1 ページの 3. 基準の概要につきましては、施設などの運営に関する項目に関して記載されています。

次に、資料 4 を御覧ください。「(2)小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」ですが、資料 3 と同様に 1 ページに条例で定められている主な内容を記載しています。条例の目的は、該当する施設が新制度の基準に合致するとして、認可申請があった場合に、この内容に基づき、市が認可に関する審査を行うものです。1 ページの「3. 基準の概要」の表の上段の囲みにあるとおり、家庭的保育事業等は大きく 4 つのタイプがあり、それぞれで内容的な違いがあります。表の左上から順次説明しますが、最初に (1)「家庭的保育事業」は、施設ではなく自宅等を活用して乳幼児の保育を行うものです。次に、(2)「小規模保育事業」ですが、3 つのタイプに分かれていて、保育士配置などが異なる基準となっています。A 型は現在の保育所に近い形、C 型はこれまで既に行われてきた「家庭的保育事業」をベースにするもので、これらの中間型が B 型となっているものです。次に (3)「事業所内保育事業」があり、これはさらに 2 つの類型に分かれます。(4)は「居宅訪問型保育事業」となっています。いずれの条例も特に国の基準以外に基準を設ける理由はありませんでしたので、国の基準どおりとしています。説明は以上です。

◇会長

それでは、市議会で 2 本の条例が定められたとの説明がありました。これらの 2 本の条例について、御不明な点や質問、意見はありますか。

◇委員

「小規模保育事業」の A 型、B 型、C 型について、もう少し説明をお願いします。

◇事務局

資料 4 の 1 ページになりますが、「小規模保育事業」については、定員 6 人から 19 人の範囲で行うもので類型により違いがあります。ページの下段の表、「3 基準の概要」の欄を御覧ください。A 型、B 型、C 型では、職員の配置数が異なる面もあり、A 型、B 型では配置基準に 1 名加算となりますが、C 型は家庭的保育補助者を置く場合の基準も定められています。保育士資格についても違いがあり、全て保育士資格となる場合、2 分の 1 以上となる場合など記載のとおり基準が適用されます。

◇会長

「小規模保育事業」は類型によって保育士資格の面が異なるのですね。これはこういった形で影響するのですか。費用が違うのでしょうか。

◇事務局

保護者が負担する費用面での違いはありません。家庭的保育者は保育士ではありませんが従来から研修が必要とされ、そうしたことを行って従事することになります。今回、国がこうした内容を定めたのも、現状では認可外保育施設の保育士配置は 3 分の 1 以上となっていますので、勘案したものと思っています。

◇会長

これを設けた趣旨は何か。保育士不足か、それとも保育所を開設しやすくするためか。

◇事務局

保育士不足の面は現実として起き得ているものと思いますが、国としてはこの内容で地域の保育の受け皿を増やしていこうということや、施設形態も認可外保育施設からの移行など全国的にもいろいろ想定されるものとして設けたと思います。

◇委員

小樽市として「小規模保育事業」の基準を設けたということは、この方向でも進めるということですか。

◇事務局

家庭的保育事業は国が従来から設けていた制度でしたが、実際に市内で事業を行う事業者はいなかったということもあります。保育の受け皿としては施設を中心にやってきたという経緯があり、特に施設以外のものを設ける必要まではありませんでした。今回の地域型保育事業の認可基準の条例化については、個々の市町村の実施意思によるものではなく、全国的に制度導入として条例化を図る必要があるというものです。小樽市としてどうかとなると、先ほど説明した事業計画の需要と供給のかかわりがあります。これまで保育の利用については一定の水準で推移している旨、説明していますが、保育所の利用自体、年度当初から徐々に利用が増えていきますが、そうした際に、保育士数や面積要件を担保できれば、定数を超えて受入れすることが制度的に認められていることもあり、小樽市としてはこうした幅の中で対応してきた経緯になっています。今後のことは事業計画の中でこうしたことも判断材料にしながら検討すべきかと思っています。

◇会長

大都市で待機児童が多くいる場合に保育士不足もあるので一定規模の保育所を設けるより、少ない人数で開設できるこれらの施設で対応していくという面もあると思いますが、小樽市の場合はそうたくさん開設されることは想定できないかも知れませんね。

そのほか、資料3、資料4の条例について、御質問などはありますか。

◇委員

「小規模保育事業」の利用は小樽市の子どもが対象になりますか。

◇事務局

基本的にはそうですが、広域入所という制度もあります。保育料は自分が住むところに支払い、運営費は自治体が相手先施設へ支払いします。

◇委員

札幌市は広域入所にはなっていないのですか。

◇事務局

制度として外れてはいませんが現実的な面があるものと認識しています。

◇会長

ほかに御質問が無ければ、それでは、次の「③ 小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案)概要」について、資料5に基づき事務局より一括して説明願います。

◇事務局

資料5について、説明します。資料5を御覧ください。「小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案)概要」ですが、最初に2ページから3ページを御覧ください。児童福祉法の一部改正があり、新旧対照表となっていますが、放課後児童クラブの事業範囲が従来の小学3年生から6年生までの範囲となります。利用者などへの具体的な対応は、まだ今後のこととなりますが、この法改正により、市町村では放課後児童クラブの運営に関する基準を条例として制定しなければならなくなりました。

最初の1ページへ戻り、御覧ください。市が条例を定めるに当たっては、国から示された政省令という法令の内容が基となって、条例の条文を作っていくこととなります。

また、国から示された内容には、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」があります。

「従うべき基準」は法令に基づくことになり、異なる内容を定めてはいけないものであり、「参酌すべき基準」は、参酌という言葉自体は、照らし合わせて参考にすることとの意味合いがあり、法令をよく参照した上で異なる内容を定めることは許容されているものです。

この放課後児童クラブに関する国の「従うべき基準」は、支援員の人数と資格、経過措置などが「従うべき基準」となっていて、それ以外は「参酌すべき基準」となっています。

「2 条例で定める基準(案)」の項目を御覧ください。市の独自規定としては、暴力団排除の推進に関して規定を設けるほか、現状の運営を鑑み、一部に独自規定を設けることを検討しています。

4 ページを御覧ください。この表に記載している内容は、左側から順次、項目、インデックス、国が示す基準、区分、市の考え方の順となっています。最初は、「Ⅰ 総論関係」で市町村が条例で定める最低基準や一般原則などに関する規定があります。

5 ページを御覧ください。「Ⅱ 設備関係」のところですが、この項目では放課後児童クラブの設備に関して、利用する児童のために、専用区画を設けること、児童1人につき1.65㎡の面積が必要なことなどが規定されています。市の考え方の欄で「市独自基準を検討」としていますが、「市独自基準を検討」については、最後にまとめて申し上げます。

次は、「Ⅲ 職員関係」の項目です。放課後児童クラブには放課後児童支援員を置くことや、支援員の数は支援の単位ごとに2人以上の配置とし、1人を除き、補助員で代えられること、放課後児童支援員として必要な資格要件や研修の終了などが規定されています。これらの項目は「従うべき基準」となっています。

6 ページを御覧ください。一番上の欄が前頁から続いていて、放課後児童支援員と補助員は専ら支援の提供に当たることが必要とされていて、この項目も「従うべき基準」となっています。次の欄では、1つの支援の単位での児童数は概ね40人以下とされ、ここは「参酌すべき基準」となっています。

次に、「Ⅳ その他の項目」では、いろいろ運営に関することが順次規定されています。

7 ページを御覧ください。放課後児童クラブの日中の開所時間、年間の開所日数など、順次、規定されています。最後の欄の「Ⅴ 経過措置」では、放課後児童支援員の資格に関する5年間の経過措置があり、ここは「従うべき基準」となっています。

「Ⅲ 職員関係」のほとんどの項目と「Ⅴ 経過措置」については、「従うべき基準」ですが、ここ以外はすべて「参酌すべき基準」となっていて、「参酌すべき基準」については、ほとんどの内容が国と異なる規定を設ける必要性はないとの判断から、「国の基準どおり」としていますが、「5 ページ、項目8」、「6 ページ、項目9」、「7 ページ、項目17」については、一部独自規定を設ける予定です。

資料1の事業計画の15ページを合わせて御覧ください。本市の放課後児童クラブの開設場所は、大部分が小学校の余裕教室を活用していて、そのほかに勤労女性センター1か所、児童館2か所が小学校以外の開設場所となっています。「市独自基準を検討」と表記した最初の項目、項目8については、面積基準が従来のガイドラインでは必須要件ではなかったものが、今回1.65㎡以上必要とされたため、児童館における基準面積1.65㎡とした場合の専用区画の確保が困難なため、例外扱いにするものです。そのほか、6ページの項目9、項目17については、小学校で開設しているクラブですが、3期の休みの際に複数校を合同で運営している形態があることや、その際、合同で運営する学校へ移る児童の開設校の年間開設日数が250日に満たなくなることから、これらのものを例外扱いするものとなっています。また、今回の放課後児童クラブの運営基準は条例の制定になりますので、10月からパブリックコメントを実施し、次の市議会、12月の第4回定例会に条例案を提出する予定です。

また、資料について、8ページから13ページは、国の政省令の原文であり、この条文の内容に項目で書き起こしたものが、今、説明した4ページから7ページの内容になります。また、14ページは、同じく、国の資料ですが、基準に関して概括的な内容をまとめたものとなっています。説明は以上です。

◇会長

それでは、次の市議会に向けて、パブリックコメントを行いながら、放課後児童クラブの条例を制定するとのことですが、御質問等がありますか。

◇委員

放課後児童クラブでは土曜日開設している所としていない所がありますが、その辺の状況はどうなっていますか。

◇事務局

現在は拠点校方式という形で実施しています。18校24クラブあり、通年開設は幸、花園、緑、奥沢、潮見台、桜、朝里、銭函の小学校になります。また、新入生の関係で4月、5月のみ開設している学校もあり、長橋、高島、手宮西、最上、望洋台、天神の小学校になります。

◇委員

子どもが放課後児童クラブを利用していた。4月、5月は自分が通う学校へ行けるが、6月になったら、隣の学校へ行くようにと言われる。子ども一人では通いづらく、知らない学校になる。メンバーも変わる。最上だと緑に行くことになる。1年生では親が送り迎えをしなければならないこともあり、仕事の面からクラブを利用しづらいこともあり、まだ低学年だけど家にいる場合も出てきます。自分でもそういう経験があります。こういうことになるのも開設場所や指導員が足りなかったり、利用希望が少なかったりとするところがあると思うが、これからは高学年への利用拡大や土曜日の開設も充実すると良いと思います。

◇委員

小学4年生以上への拡大は今回の条例案に含まれるのか。

◇事務局

条例案は放課後児童クラブの運営の在り方について規定するもので、直接、対象児童の学年を規定するものではありません。高学年への拡大は児童福祉法の改正に基づき、事業の範囲が変わることになります。自治体によってはまずは4年生までへの拡大とか、又は6年生までとか、実際にどうしていくかということになります。

◇会長

先ほどの御意見では、土曜日の利用は少ないのですか。

◇事務局

実際、1人から5人くらいまでのところが多い。そうしたこともあり、拠点校方式で集約して実施しています。

◇会長

費用対効果ということだけ言えばそうかもしれませんが、実際にお子さん一人で行けない場合があるとすれば、政策のギャップがないとは言えないと思いますが。その辺も検討事項になるのでしょうか。今後のパブリックコメントで反映する必要もあるのでしょうか。

◇委員

小学4年生までというのは必要だと思います。

◇委員

豊倉小学校は児童クラブが無いが、元々規模が全校生徒20人で小さく、中には仕事をしたいというお母さんもいることはありますが、学年によっても違いもあり、一人、二人という状況で以前は児童クラブを開いたが現在は閉鎖されています。その後、開設希望を出したが、人数が少なく開設されなかった。こうしたところが臨機応変であればよいと思います。

◇会長

反映してほしい意見があれば、パブリックコメントを出すのも良いと思います。

◇委員

その後、夏、冬休みなどの預かりを要望したところ、朝里小学校で預かれるとなったが、子どもからすると知らない子どもたちがいるところだし、兄弟で低学年の下の子どもは通えたが、高学年の上の子は通えないこともあった。やはり地元で預かってもらえるとお母さんたちも安心します。

◇委員

通っている学校でできれば一番良いのですが、いろいろな事情でできなければ、家庭的保育員などに見てもらうとか、地域でのカバー策があるといいでしょうね。

◇会長

御意見などいろいろありましたけど、よろしいでしょうか。それでは、次の議題にまいります。次の④保育の必要性の認定(支給認定)について資料は6になりますが、事務局より、一括して説明願います。

◇事務局

資料6について、説明します。資料6を御覧ください。「保育の必要性の認定(支給認定)について」の資料になります。A3版のものは資料6の内容を総括的に記載したもので、これから説明する内容が関連していることなどを見てもらえればと思います。

まず、1ページになりますが、概要欄に記載のとおり、新制度では新制度に移行した幼稚園や保育所、認定こども園の利用にあたっては、利用者が市町村に申請して保育の必要性の認定を受けていただくこととなりますが、その認定を行う際には、①事由、②区分、③優先利用という内容に関して、国が定めた内容を基にして、市町村が詳細を定める必要があります。1ページの下段に、この①事由、②区分、③優先利用について記載していますので、御覧ください。①事由の内容については、その事由ごとに有効期間を定めるということが新たに生じました。②区分については、保育所の利用要件に就労しているという要件がありますが、その際、毎月、最低どのくらいの時間を就労しなければならないかという時間数について、市町村が定める必要が生じたこと、さらに保育所の利用時間が8時間と11時間に分かれてきますが、①事由の内容に対応するよう保育所の利用時間を定める必要も生じました。③優先利用については、従来も入所の決定に当たって必要な場合は個々の世帯状況を基に入所選考という手続きを踏んでいましたが、新制度では優先利用という言葉に変わっていますが、同様の内容です。しかし、運用に当たっては、詳細を一定定めておく必要も生じて参ります。

次に2ページを御覧ください。今、申し上げた①事由、②区分、③優先利用という内容に関して、現行と新制度を対比し、どういう根拠法令に基づくかということを表した表になっています。新制度の欄を御覧ください。矢印のあとに、国の内容により定めると記載しているものが大半であり、そう考えているところです。

次に3ページを御覧ください。以前のこの会議でもすでにお示ししている資料であり、これ自体の説明は割愛しますが、この資料6の内容をこの3ページで説明します。

1ページと2ページについては、①事由、②区分、③優先利用という全体にかかわる資料です。4ページは、①事由についてです。この①事由に付属して、5ページの事由ごとの支給認定期間が決まり、同じく①事由に付属して、7ページの事由ごとの保育必要量が決まるということになっています。6ページは、②区分自体の内容であり、③優先利用については9ページとなります。この関連をちょっと記憶しておいてください。

次に4ページを御覧ください。まず、①事由についてです。表は現行と新制度を対比したもので、下段にも記載していますが、現行でも国の通知により行っていたものが、新制度で具体的に⑥から⑨の項目で位置付けされています。⑩の下の囲みに記載していますが、今後、国が内容を示すものも一部残されています。

次に5ページを御覧ください。新たに生じた事由ごとに有効期間を定めるというものですが、上段の表は国の規定を載せていて、⑥⑨⑩について市町村が定める期間となっています。これらの内容に関連して、これまで市が行っている内容を左側の欄に記載しており、新制度で規定する場合は右側の欄の記載のとおり、定めることを考えています。

次に6ページを御覧ください。②区分についてです。冒頭に記載のとおり、保護者の就労などの時間により、保育標準時間11時間、保育短時間8時間のいずれかの認定を受けることになり、別な表現としては、保育必要量の認定という言葉も用いられます。中段の表は現行と新制度を対比したもので、就労の下限時間の欄を御覧ください。本市ではこれまで1日4時間以上かつ週4日、月16日以上という要件にしていました。このたびの新制度で1か月当たり48時間から64時間の範囲で市町村が定めるという規定が設けられたことから、本市では従来と同様の水準となりますが、

1か月当たり64時間と定める考え方としています。その理由については、下段に記載していますが、国の考え方やこれまで運用されている実態としても64時間とすることが妥当と考えたからであり、異なる点といえば、従来は月のトータル時間数を基準にしていませんでしたが、新制度ではトータル時間数を基準にするという点があります。

次に7ページを御覧ください。②区分に関連して、冒頭に記載のとおり、就労以外の事由についても、保育標準時間と保育短時間の保育必要量を定めることが生じました。中段の表の左横に※印を③、⑥、⑨の3か所に記載していますが、この3か所以外は既に保育標準時間とされているものが②、⑤、⑧であり、①就労に準じて定めるとしたものが④、⑦となります。※印の3か所については、③が保育標準時間、⑥と⑨が保育短時間としましたが、表の欄外に市長が必要と認める場合として、異なる時間の認定も可能としています。

次に8ページを御覧ください。以前のこの会議でもすでにお示ししている資料であり、説明は割愛します。

次に9ページを御覧ください。③優先利用についてです。表は現行と新制度を対比したもので、右側の欄が新制度ですが、⑤、⑧が新たな規定となるものですが、冒頭に記載のとおり、国の基準どおりとして定める考え方です。ただし、適用する要件などの詳細を定める必要もあります。

なお、これらの内容については、規則又は要綱などで規定することを考えており、事務作業を進めていくこととしています。説明は以上です。

◇会長

ただいまの説明は、現行の制度から新しい制度へ変更になるという内容でしたが、質問、意見はありますか。

◇委員

まず、新制度の幼稚園の利用は認定が必要になるということですね。利用者などへは、もうこうした内容で説明されているのですか。

◇事務局

先だって施設のほうへ配布を依頼しましたが、保育所、新制度に移る幼稚園、認定こども園を対象にと考えていたところです。ただし、幼稚園については、新制度に移る幼稚園とそうではない幼稚園があり、いったん施設の意向を聞き対応しています。自分たちで利用者へ周知したいところは除いています。また、今後は制度の中で細かいところで決まっていなくてもありますが、まずは新制度に向けて動いていることをお知らせしようと考えています。10月1日発行の市広報紙にも関連記事を載せる予定です。ただし、今後も新たに新制度に移る幼稚園や認定こども園の保育料を決めたりするなどのことが必要であり、時間のかかるものもありますが、周知していきたいと考えています。

◇委員

在園児童の保護者へは今のよう形で周知されるようですが、これから入る方々にどれだけ周知できるか、コンパクトでよりわかりやすい資料なども必要と思いますし、ほかでも説明会などを行っているところもあります。また、子育て支援の関係者からも説明ができると良いですね。

◇事務局

先ほど申し上げた中で、幼稚園の関係は今後、新たに決まる保育料があるので、第二弾の周知が必要との認識で説明したものです。また、制度の設計がまだ動いているので、なにか疑問があれば行政へ照会してほしいと思っています。

◇委員

在園児童の保護者については、施設から伝わると思うのですが、これから利用するという人に対してはどうでしょうか。

◇委員

私はある程度聞いていたので、施設から配布があった際は解りましたが、何も聞いていない人が

資料を見てもすぐにはわからないと思います。書面で配布する場合はできるだけ図式化したほうが子育て中の保護者にはわかりやすいと思います。

◇委員

今回の新制度は認定を受ける必要があるということが、プラスアルファになっていますね。

◇委員

施設の側からすると、保護者への説明などについては、行政側のスケジュールなどがもう少しはつきり解ると説明しやすい面もありますし、また、特に保護者は負担の面などが気になる点になります。

◇会長

ただいまの御意見からは二つの要望が出されましたね。ひとつは保護者がわかりやすい資料、知りたい情報が浮き上がるものが望ましいことや、施設側からするとできるだけ早い段階で目処を示してほしいということですね。ほかに御質問はありますか。

◇委員

5ページの事由の欄ですが、②妊娠・出産については、どのような変更内容になりますか。また、6ページの就労の下限時間については、どう変わるのですか。

◇事務局

最初の②妊娠・出産の件ですが、今回の資料は国が定める有効期間として、資料に掲載していますので、妊娠・出産の前などが載っていませんが、従来から妊娠・出産につきましては、前8週間、後8週間としておりますので大きく変更はありません。就労の下限時間につきましては、今までの取扱いの違いについて6ページの一番下の項目として載せており、新制度では月の合計時間として見ていくことになるので、従来からは緩和される面があります。

◇会長

ほかにございますか。

◇委員

資料4の家庭的保育事業の中ですが、事業所内保育事業は一般の子どもも預かるように開けていくのですか。

◇事務局

資料4の17ページを御覧ください。事業所内保育を行っている事業者が、第42条の表にありますとおり、一定の地域の受入枠を設けるとということが新制度では導入されています。どのような条件で行うのかなどについては、事業者とよく話をする必要があるので思っています。

◇会長

ほかに御質問はございますか。それでは、次の⑤子ども・子育て支援新制度の利用者負担について、資料は7になりますが、事務局より一括して説明願います。

◇事務局

資料7について、説明します。資料7を御覧ください。「子ども・子育て支援新制度の利用者負担について」です。1ページを御覧ください。記載のとおり、利用者負担に関する「1の決定方法」、「2の認定区分」、「3の納入先」に分けて、現行と新制度を対比した表となっています。「1の決定方法」では、幼稚園関係と保育所関係でこれまでも異なっていましたが、新制度では統一され、新制度の欄にあるとおり、市が利用者負担額を定めることとなります。また、保育料の決定に当たって、これまで所得税の課税者については所得税額が記載してある源泉徴収票など提出を必要としていましたが、新制度では市町村民税が利用料算定の根拠となります。

次に「2の認定区分」です。新制度の欄にあるとおり、新たに1号、2号、3号の区分別と保育については、保育標準時間と保育短時間の区分別になり、これまでより料金区分が細分化されます。

次に「3の納入先」です。これについては、これまでと同様な内容となっています。

2ページを御覧ください。2ページから最後の5ページにかけては、これまでの会議で示している資料と同一内容の資料で、一部、表の下段の※印が従来より追加となっています。3ページからですが、現時点で国が示している国の基準、正式決定にはまだなっておらず仮ですが、この範囲で市町村が具体的な市が利用者負担額を定めることとなります。現在、本市においても、負担額決定に関する素案作りの作業を進めているところであり、庁内の検討などもまだ時間を要しますので、今後となりますが、利用者負担額(案)を示して参りたいと考えています。

特に幼稚園関係が新たな負担額の決定になることや、保育料についても算定する基礎資料が市町村民税となり、保育標準時間と保育短時間の区分別も考慮することとなりますので、負担額の決定には、一定の調査や検討の時間が必要なものとなっておりますし、最近、国から来ている連絡文書でも、利用者負担と延長保育事業との関係など、まだ、はっきり決まっていない内容もありますので、これからも時間を要するものとなります。説明は以上です。

◇会長

それでは、新制度の利用者負担額の関係ではいかがですか。特に無ければ、次に、「3 その他」に入ります。参考事項の「① 新制度に関する国資料（資料8）」と「② 利用者・市民周知用資料（資料9）」について、説明願います。

◇事務局

資料8について、説明します。資料8を御覧ください。「子ども・子育て支援新制度の解説動画」で使用された資料の抜粋です。文科省ではYouTubeで解説動画を掲載するなどしていますので、時間が許せば、インターネットで御覧ください。資料8の内容については、これまで会議で資料として提出済みのものもありますので、一部を説明します。

まず、表紙を別として、3枚目の裏面、「共働き等家庭の子どもが幼稚園等を利用する場合の支給認定等」という表題があるところですが、冒頭に記載がありますが、幼稚園等の利用に当たっては、1号、2号の区分について、保護者の希望と選択によることができるというものであり、今後、該当する事例については、利用を予定する方へ周知が必要なことと考えています。

続いて、最後のページを御覧ください。「一時預かり事業(幼稚園型)の創設」という表題があるところですが、今回、国が預かりに関する新たな事業として設けたことから、新制度に移行した幼稚園が対象となり、事業形態の検討などが市として必要なものとなっています。

次に資料9についてですが、保護者への周知用資料です。文書の右肩に施設の種別が載っています。できるだけ内容は一般的内容について載せているものになります。以上です。

◇会長

それでは、参考事項の①②を通じて御質問などはありますか。さきほど要望がありましたが、保護者への周知はできるだけ解りやすく、一工夫をお願いします。特に無ければ次に進めます。それでは、「(2) その他」についてですが、事務局から何かありますか。

◇事務局

事業計画(骨子案)を平成26年11月中にまとめ、12月にパブリックコメントを行う予定としております。その関係で、次回の会議(第4回子ども・子育て会議)を11月中旬に開催予定としており、進捗のあった案件などを御審議いただく予定でおります。

◇会長

それでは、委員の皆様から何かありますか。

◇委員

(各委員「質問、意見なし」)

□片桐会長

そのほか無ければ、本日はこれで議題を終えましたので、会議はこれで閉会いたします。皆様、長時間、お疲れ様でした。